

受動喫煙防止対策巡回業務の実施について

飲食店の管理者、区民及び来街者の受動喫煙防止に対する理解・協力に向けて、飲食店への受動喫煙防止対策巡回業務を実施します。令和2年度は新橋地区周辺の飲食店を試行的に巡回確認し、効果検証のうえ、令和3年度は区内全域に広がります。

1 背景

令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、施設は原則屋内禁煙となり、一定の要件を満たす喫煙専用室等の設置や施設出入口の標識掲示等管理権原者が講ずべき措置等について義務づけられました。

また、令和3年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催予定となり、国内外からの来街者、区民等に向けた受動喫煙防止の推進が求められます。

2 港区の現状

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行後、喫煙環境が整っていない店舗内での喫煙やランチ以外の主食提供を禁止している喫煙目的室での主食提供など、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が守られていないことについての区民からの問合せや情報提供が多く寄せられています。

また、義務づけられた店頭標識を掲示していない飲食店もあり、23区内で最多の飲食店がある港区（令和2年4月1日時点15,002店）において、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に沿った対策が求められています。

3 実施内容

- (1) 令和2年度は、区内で一番飲食店が多い新橋地区周辺（約3,000店）の飲食店に対して、店頭標識掲示状況や店舗内が改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の基準と合致しているか確認し、標識の未掲示店舗へ掲示を促す巡回業務を実施します。
- (2) 令和3年度以降は、令和2年度の実施結果を踏まえ、巡回業務を区内全域に拡大し、飲食店における喫煙環境の整備を進めます。

4 今後のスケジュール

- | | |
|---------|---------------------------|
| 令和2年10月 | 受動喫煙防止対策巡回業務委託の開始（新橋地区周辺） |
| 令和3年4月 | 受動喫煙防止対策相談・巡回業務委託（区内全域） |

5 改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例による受動喫煙防止対策の概要

改正健康増進法

- ・施設の屋内は原則禁煙
- ・20歳未満の人は喫煙エリアへ立ち入り禁止
- ・喫煙室には、標識の提示を義務づけ
- ・違反時の罰則を明記
- ・喫煙者は喫煙時に周辺状況に配慮
- ・喫煙場所の設置は受動喫煙が起こることのないよう配慮

東京都受動喫煙防止条例

- ・保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等は屋外含めた禁煙を努力義務化
- ・飲食店は禁煙の場合も店頭表示が義務
- ・従業員のいない飲食店は禁煙か喫煙を選択可
(要件を満たした喫煙可能室の届出が必要)

令和2年
4月1日
全面施行

保健所への委任業務
喫煙可能室の届出
違反行為への指導、助言、勧告等

病院、学校、児童福祉施設、行政機関等

- ・屋内完全禁煙
- ・屋外喫煙場所のみ喫煙可能
- ・保育所、学校等は屋外喫煙場所を設置しないよう努める

第一種
施設

会社、事務所、娯楽施設、運動施設、ホテル等

第一種施設
及び飲食店
以外

- ・喫煙室は喫煙可能

喫煙専用室

加熱式たばこ
専用喫煙室

分煙・全面喫煙

飲食店

喫煙可能室
(保健所への
届出が必要)

喫煙目的室
(たばこ販売
の許可等が必
要)

喫煙専用室
(店舗の一部
のみ)

加熱式たばこ
専用喫煙室
(店舗の一部
のみ)

全席禁煙

飲食店管理者
の義務

喫煙室が満たす技術的基準

- ・出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ・たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ・たばこの煙が施設の屋外に排気されること

標識提示

- ・全席禁煙の飲食店は店頭の出入口に禁煙標識を提示
- ・分煙・全面喫煙の飲食店は店頭と喫煙室の出入口に標識を提示

灰皿等の撤去

- ・喫煙ができる場所以外を禁煙とし、灰皿等を撤去